

3 医療扶助・介護扶助について

(1) 医療扶助の適正化について【資料33P】

生活保護受給者が急増する中にあって、医療扶助は生活保護費（約3.3兆円：平成22年度実績額）の約5割、1.6兆円を占めるまでになっているが、近年は、向精神薬の転売や、指定医療機関による架空請求など、医療扶助に係る不正事案が発生しており、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月閣議決定）においても、電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進等を通じた医療扶助の適正化が掲げられる等、適正実施に向けた取組みが強く求められている。

また、「生活保護制度に関する国と地方の協議」の中間とりまとめにおいても、新たに導入した電子レセプトを活用したレセプト点検等の実施などの適正化の取組を行うこととされている。

こうした状況を踏まえ、今後、医療扶助の更なる適正化に向けた取組みとして、以下の点について重点的に実施していくこととしているので、ご了知いただくとともに管内の福祉事務所等関係者へ周知願いたい。

- 「生活保護制度に関する国と地方の協議」の中間とりまとめ（抜粋）
医療扶助の適正化（運用改善等で速やかに実行する事項）
- 平成23年度から全国に導入している電子レセプト等を活用し、医療扶助適正化に向けた地方自治体の取組を国は支援する必要がある。具体的には、国において、以下の取り組みを実施する必要がある。
 - ① 向精神薬の重複処方や頻回受診等、不適切な受診行動が見られる生活保護受給者への適正受診指導を行うため、電子レセプトに係るシステムについて、具体的な対象となりうる者を抽出する機能を追加する機能強化
 - ② 電子レセプトを活用した効果的な取組を進める観点から、指定医療機関における医療扶助の状況（生活保護受給者に関する請求が突出して多い等）を総合的に勘査した、適正化対象選定の基準策定
 - ③ 先発薬が処方されている生活保護受給者に対する後発薬の使用促進を図るため、本人や医療関係者等への更なる働きかけ

- ④ 医療扶助の適正化のための電子レセプトの活用方法に関するマニュアルを国が作成し、地方自治体へ配付
- 今後、電子レセプトシステムの大規模改修を行う場合には、地方自治体が円滑に対応できるよう、地方自治体からの照会等に対応するヘルプデスクの設置を検討する必要がある。
 - 審査支払機関を通じた生活保護受給者に係るレセプトの重点審査の徹底や、健康保険と比較したデータの地方自治体に対する提供を引き続き行う必要がある。

ア 後発医薬品の新たな使用促進策【資料34P】

平成24年度より、医療全体で後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある中、医療扶助についても、生活保護受給者の選択の権利等を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の新たな使用促進策を実施する予定である。

具体的には、後発医薬品の効能・安全性及び医療全体で使用促進している状況等について理解を求めた上で、後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図ることとしている。（詳細については後述する。）

イ 「医療扶助相談・指導員（仮称）」の配置【資料36P】

平成24年度予算案において、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策を推進するため、全国の福祉事務所に、生活保護受給者への助言指導や、医療機関、薬局への制度の趣旨・取扱いに関する周知・協力依頼を行う「医療扶助相談・指導員（仮称）」を配置するために必要な予算を確保したところであり、積極的な取り組みをお願いしたい。

（ア）具体的な業務（例）

- 生活保護受給者、医療機関、薬局に対する周知・協力の依頼
 - ・生活保護における後発医薬品の取扱（使用促進、新たな取組）について、周知徹底・協力の依頼

○ 生活保護受給者の薬剤使用状況の確認

- ・薬局の協力を得て先発医薬品を継続使用している生活保護受給者の処方せんを確認する等により、薬剤使用状況を確認
- ・後発医薬品の処方実績が他の指定医療機関と比較し相当程度低調な場合には、当該指定医療機関へ意見聴取するとともに、医療扶助における後発医薬品の使用促進の実施に協力を依頼

○ 患者（生活保護受給者）への助言指導

- ・先発医薬品の継続使用者に対する助言指導
- ・その他、重複受診者などに対する適正受診指導等

（イ）「医療扶助相談・指導員（仮称）」の職種について

「医療扶助相談・指導員（仮称）」は、医療扶助、とりわけ後発医薬品の使用促進に取り組むこととしていることから、薬剤師や看護師、保健師、社会福祉士等の資格を有している者が望ましいが、地域の事情に応じて、生活保護制度に精通しているケースワーカーOB等本取組みを円滑に実施する上で福祉事務所が適當と認めた者でも差し支えないものと考えている。

（ウ）予算案の内容

（目）セーフティネット支援対策等事業費補助金

- [
 - ・医療扶助適正実施推進事業（新設）
 - ・対象経費 人件費、委託費、活動経費（事務費、交通費等）
 - ・補助率 国10／10]

ウ 電子レセプトの活用について

平成23年度より本格運用している電子レセプトの活用により、生活保護受給者別や医療機関別、管内全体の受診・診療状況の把握や傷病別分析等の現状分析が効率的・効果的に行うことが可能であるため、電子レセプトを活用した適正化への取組みを積極的に実施されたい。

(ア) レセプト点検の更なる強化

電子レセプトを活用することにより、医療券の有効性や医療扶助受給資格の確認を行う資格点検及び当該受給者ごとのレセプト抽出（紐付け）による診療内容の横覧点検・縦覧点検が、これまでの紙レセプトに比べ格段に効率化されたところであり、各地方自治体におかれでは、引き続き実効性のあるレセプト点検の実施をお願いする。

また、単にレセプト内容が診療報酬の請求ルールに合致しているかの点検を行うだけでなく、レセプトから読み取れる生活保護受給者の受診行動や医療機関の診療状況について、個別又は管内全体で分析することが必要である。これにより、不適切な受診事例または診療事例（エビデンス）を的確に把握し、エビデンスに基づいた必要な助言指導を行うことで適正化が図られることとなるので、（イ）のマニュアルも参考にしながら、電子レセプトの分析を通じた不適切事例の把握に努められるようお願いする。

(イ) 医療扶助適正化に関する電子レセプト活用マニュアル【資料37P】

本年1月に各福祉事務所へ配布した「医療扶助適正化に関する電子レセプト活用マニュアル」は、電子レセプトのより有用となる活用方法などについて、事例収集など地方自治体の御意見も頂きながら作成したものであり、頻回受診や重複受診等の適正化対象者や後発医薬品の使用状況の確認を行う上で必要なデータの抽出などの基本的な利用方法を示しているばかりでなく、CSVデータを活用した自立支援医療などの他法他施策の対象者と電子レセプトの情報との結合といった応用的な利用方法も掲載しているので、積極的に活用されたい。

(ウ) 生活保護等版レセプト管理システムの改修【資料38P】

平成24年度には、生活保護等版レセプト管理システムについて、抽出機能の更なる強化等を図るため必要な改修を行う予定である。例えば、これまで、向精神薬の重複処方者の抽出をするには、向精神薬が処方されているレセプトを抽出し、別途、名寄せ（紐付け）を行うために対象レセプトをCSVデータに出力した上で集計を行う必要があったものを、複数の医療機関から向精神薬の重複処方を受けている者の一覧を自動的に作成できるようにする等、具体的

に適正化の対象となり得る者を効率的に抽出できるようにするといった改修を行う予定である。併せて、改修を行う際には、地方自治体が円滑に対応できるよう、地方自治体からの照会等に対応するヘルプデスクを設置する予定であるので、ご了知願いたい。

エ 指定医療機関に対する効果的・効率的な指導等

生活保護の指定医療機関において、生活保護受給者に対して架空・過剰な診療を繰り返す等、医療扶助を狙った不正請求が発生しているが、指定医療機関における不正事案に対しては、厳正な対応を行っていただくよう改めてお願ひする。

一方、都道府県等本庁による指定医療機関に対する指導等については、指導体制が十分でないこと等により個別指導等の実施率が全体の1%弱で推移していることを踏まえ、効果的・効率的な実施をお願いしているところである。

具体的には、本年1月に生活保護法における審査・支払代行機関である社会保険診療報酬支払基金より各都道府県等本庁に対し提供された被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる医療機関の特徴（「請求全体に占める被保護者の生活保護受給者のレセプト件数が多い医療機関」「生活保護受給者のレセプト1件当たりの点数が高い医療機関」等）を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で、適正化対象の選定を行うよう通知しているところである。

なお、今後、指定医療機関における医療扶助の状況（生活保護受給者に関する請求が突出して多い等）を総合的に勘案した、適正化対象の選定基準を策定する予定であるので、ご了知願いたい。

オ 向精神薬における適正受診の徹底

平成22年度に生活保護受給者が向精神薬を営利目的で大量入手していた事案を受け、同一月に複数の医療機関（精神科）で向精神薬の重複処方を受けている者についてサンプル調査を実施した結果、約7割の者が複数の医療機関から不必要に同種の向精神薬を入手するなど、不適切な受診行動が認められた。このため、平成23年度においては、調査対象を全診療科に拡大し、同一月内に向精神薬が重複処方されている全ケースについて、電子レセプトを活用した調査を実施し、

不適切な事例については適正受診指導等を行うようお願いしているところである。

平成24年度においても、引き続き、向精神薬の重複処方の状況について重点的にレセプト点検を実施し、処方内容の調査を実施するようお願いする。また、自立支援医療（人工透析療法）の優先適用状況と併せて上記地方自治体の取組状況に係る地方厚生局による生活保護法施行事務監査について、平成24年度も引き続き行う予定であるのでご了知願いたい。

カ 柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

医療扶助における施術の給付については、これまで「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成13年12月13日付社援保発58号）等により、医師の同意が不要である場合の施術の取扱いについて、周知徹底してきたところであるが、今般、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診したうえでなければ施術を受けられない旨指導を行っている実態があったので、下記の取扱いについて、管内の福祉事務所及び地区担当員に対して、あらためて周知徹底を図るとともに、適切な取扱いがなされるよう指導をお願いする。

(医療扶助運営要領第3－7)

- ・柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

(生活保護問答集第2編問56)

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は、医師の同意は不要とされているが、医師の同意が必要であるかどうかを確認する観点から、被保護者に事前に指定医療機関を受診するよう求めてよいか。

答 指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的な理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めるることは適當ではない。

福祉事務所は、被保護者から施術の給付申請があった場合には、医運第3－7に基づき、施術の給付要否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付要否意見書の所要事項の記入を受けるように指導し、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。